

第九管区海上保安本部公示第72号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年12月21日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

柏崎港の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 新潟県柏崎地域振興局

住 所 新潟県柏崎市三和町5-55

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 柏崎港（付図に示すとおり）

期 間 令和6年1月15日から令和6年3月20日までのうち3日間

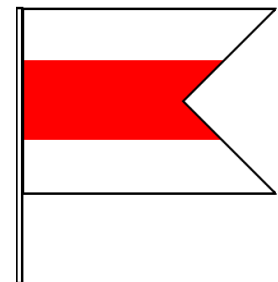
3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。



付図

